



森 林 第 160 号
令和 2 年 6 月 30 日

環境ふれあい課長 様
森林計画課長 様
森林整備課長 様
森林保全課長 様
森林・林業研究センター長 様

林業振興課長

林業労働災害防止の徹底について

林業労働災害防止については、安全パトロールの実施や講習会の開催等、日頃から御尽力頂いているところですが、先日、急斜面での測量中に作業員が足を滑らせ、崖状の斜面から転落して死亡する労働災害が発生しました。

本年度に入り、経験の浅い作業員の転倒等による労働災害が続いており、今後、これ以上の労働災害発生を防止するため、関係団体及び各農林事務所へ、林業経営体の指導を依頼したところです。

については、貴職においても、所管事業等の実施経営体に対し、労働安全衛生法令の遵守を徹底するとともに、特に、下記事項について、より一層の指導をお願いします。

記

- 1 事業者は、事前に作業現場の危険性等の評価を行い、危険性が大きい現場については、事業化の可否について慎重に判断をすること。
- 2 事業者は、作業中の安全装備の着用、危険性の回避基準等の社内の安全ルールについて、確認し必要に応じて見直しを行い、作業員に徹底させること。
- 3 現場責任者は、着手前に現場の危険箇所を把握し、作業員と共有するとともに、具体的な退避方法及び作業手順を周知徹底し、その行動を確認すること。
- 4 現場責任者は、作業員の技能を見極めたうえで役割分担をすること。

担当 林業振興班
電話 5-100-3618